

令和 2 年第 4 回 教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和２年第４回教育委員会定例会議事日程

令和２年４月２２日（水）

午後１時 開 会

多賀城市役所５階 ５０１会議室

日程第１ 前回議事録の承認について

日程第２ 議事録署名委員の指名について

日程第３ 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第４ 議 事

臨時代理事務
報告第６号

臨時代理の報告について（多賀城市教育委員会
組織規則の一部を改正する規則の制定）

臨時代理事務
報告第７号

臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題
専門委員会委員の人事）

臨時代理事務
報告第８号

臨時代理の報告について（多賀城市学校給食セ
ンター運営審議会委員の人事）

臨時代理事務
報告第９号

臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ推
進審議会委員の人事）

臨時代理事務
報告第１０号

臨時代理の報告について（多賀城市立図書館運
営審議会委員の人事）

臨時代理事務
報告第１１号

臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題
専門委員会委員の人事）

臨時代理事務
報告第１２号

臨時代理の報告について（多賀城市学校給食セ
ンター運営審議会委員の人事）

臨時代理事務
報告第 13 号

臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事）

議案第 6 号

多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について

議案第 7 号

多賀城市社会教育委員の人事について

報告第 1 号

周知の埋蔵文化財包蔵地（山王遺跡）の範囲変更（拡大）について

日程第 5 その他

諸 般 の 報 告

令和２年第３回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

３月３０日、令和２年第１回市議会臨時会が開催され、前回定例会で臨時代理事務報告いたしました「平成３１年度多賀城市一般会計補正予算（第８号）」及び「令和２年度多賀城市一般会計補正予算（第１号）」について、原案のとおり可決されました。

３月３１日、３月３１日付けで退職となる依願退職者１名に辞令を交付しました。

４月１日、４月１日付けの人事異動に伴う辞令交付式を行い、新規採用２名、任期付き職員の採用３名、任期付き職員の期間延長２名、再任用等７名、配置換え等２３名、併任期間の延長１名、併任解除７名、併任期間の満了２名、昇任・昇格５名、事務取扱解除等４名の計５６名に辞令を交付しました。

同日、本日臨時代理事務報告いたします多賀城市教育委員会組織規則の改正を行い、学校教育課を教育総務課と統合し、これまでの４課体制から３課体制とする教育委員会事務局の組織改編を行いました。

４月２日、小中学校教職員の人事異動等に伴い、小学校２９名、中学校１６名の合計４５名が本市に着任しました。

４月８日、市立小中学校の第１学期始業式及び入学式が行われました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入学式は規模を縮小し、換気を行いながら実施しました。

４月８日現在の児童生徒数は、小学校が新入児童５６９名を含む３，３２４名、中学校は新入生徒５１８名を含む１，６４４名で、合計４，９６８名となっております。

市立小中学校の臨時休業については、仙台市を中心とした感染者が複数発生していること及び本市で感染者が確認されたことに鑑み、５月１０日まで延長していますが、今後も市内及び近隣自治体の状況を把握し、国、県からの情報を踏まえ、慎重に対応することとしています。

また、学校の再開に当たっては、教室内の換気や消毒を実施するとともに、「密閉」「密室」「密接」が重ならないよう配意し、保護者及び児童生徒に対して不要不急の外出自粛、検温、手洗い、うがい等の注意喚起を徹底するなど、

感染拡大防止に努めることとしています。

３月２７日及び３１日、４月３日、６日、９日及び１７日、多賀城市感染症災害対策本部会議が開催され、県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた本市の対応等を協議しました。４月９日現在の対応状況は、別表のとおりです。

なお、例年実施している教職員服務宣誓式や諸会議等につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止としました。

■生涯学習課関係

報告事項なし

■文化財課関係

３月２６日、令和元年台風第１９号で被害のあった市川字五万崎地区の災害復旧工事が完了しました。

３月２７日、平成３１年度多賀城市文化財保護委員会が市役所で開催され、教育長、文化財課長及び担当者等が出席しました。平成３１年度事業及び令和２年度事業計画並びに周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲変更について報告しました。

３月３０日、令和元年台風第１９号で被害のあった市川字作貫地区の災害復旧工事が完了しました。

(別表) 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る本市の対応について

令和2年4月9日

県内における感染状況を踏まえ、下記のとおり対応を決定します。

記

1 対応期間 5月10日(日)まで

2 施設及び事業の対応について

(1) 保健福祉部

No	施設・事業	4月21日までの対応(3/31決定)	5月10日までの対応(4/9決定)
1	太陽の家	実施	【変更なし】
2	コスモスホール	実施	【変更なし】
3	トウインクル多賀城	4月21日まで閉所	5月10日まで、閉所
4	放課後児童クラブ	安全に配慮して実施	【変更なし】
5	児童館・児童センター	4月21日まで閉館	5月10日まで、閉館
6	子育てサポートセンター	4月21日まで閉館	5月10日まで、閉館
7	保育所等	実施(入園(所)式は卒園式(修了式)と同様の配慮で実施の方向)	・安全に配慮して実施 ・地域活動事業については中止(子育てに関する電話相談のみ継続実施)
8	乳幼児健診	実施	中止
9	BCG集団予防接種	実施	中止
10	1歳児育児体験事業	中止	【変更なし】
11	離乳食講習会	中止	【変更なし】
12	母子健康手帳交付等の個別相談	実施	【変更なし】
13	ハッピーパパママ学級		中止
14	乳幼児健康相談		中止(個別対応)
15	集団検診(特定健康診査等)		延期

No	施設・事業	4月21日までの対応(3/31決定)	5月10日までの対応(4/9決定)
16	シルバーヘルスプラザ	4月21日まで閉館 予約受付等の窓口業務のみ実施	5月10日まで、閉館 予約受付等の窓口業務のみ実施
17	シルバーワークプラザ	教室等は中止 就労相談及び受注業務は実施	5月10日まで、教室等は中止 就労相談及び受注業務は実施
18	屋内ゲートボール場 屋外ゲートボール場	4月21日まで閉館 予約受付等の窓口業務のみ実施	5月10日まで、閉館 予約受付等の窓口業務のみ実施

(2) 教育委員会

No	施設・事業	4月21日までの対応(3/31決定)	5月10日までの対応(4/9決定)
1	市立小中学校	4月20日から授業再開予定	5月11日から授業再開予定
2	市民会館	4月21日まで施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施	5月10日まで、施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施(9時-17時)以降閉館
3	中央公民館	4月21日まで施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施	5月10日まで、施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施(9時-17時)以降閉館
4	山王地区公民館	4月21日まで施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施	5月10日まで、施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施(9時-17時)以降閉館
5	大代地区公民館	4月21日まで施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施	5月10日まで、施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施(9時-17時)以降閉館
6	総合体育館	4月21日まで施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施	5月10日まで、施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施(9時-17時)以降閉館

No	施設・事業	4月21日までの対応(3/31決定)	5月10日までの対応(4/9決定)
7	市民プール	閉館	5月10日まで、閉館
8	市民テニスコート	4月21日まで施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施	5月10日まで、施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施(9時-17時)以降閉館
9	多賀城公園野球場	4月21日まで施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施	5月10日まで、施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施(9時-17時)以降閉館
10	中央公園	4月21日まで施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施	5月10日まで、施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施(9時-17時)以降閉館
11	市立図書館	4月21日まで閉館(分室、移動図書館車も含む。) 返却ボックスを常時開放	5月10日まで、閉館(分室、移動図書館車も含む。)ただし、返却ボックスを常時開放し、本館のみ予約貸出(4/22から)を実施。 なお、貸出方法等については、3密を解消する対策を講じる形で、別途市立図書館長が指定する方法で実施。
12	埋蔵文化財調査センター体験館(史遊館)	4月21日まで閉館 体験予約のみ対応	5月10日まで、閉館
13	学校施設開放	4月21日まで閉鎖 予約受付等の窓口業務のみ実施	5月10日まで閉鎖 予約受付等の窓口業務のみ実施(9時-17時)

(3) 総務部

No	施設・事業	4月21日までの対応(3/31決定)	5月10日までの対応(4/9決定)
1	市民活動サポートセンター	4月21日まで施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施	5月10日まで、施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施
2	さんみらい多賀城イベントプラザ	4月21日まで施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施	5月10日まで、施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施

※利用者には市ホームページ及び施設内掲示等により周知する。

※施設利用者が感染症予防を理由に施設利用をキャンセルする場合は、当面の間使用料を全額返還するものとする。

令和 2 年 4 月 2 2 日提出

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

臨時代理事務報告第 6 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 47 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 22 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和２年３月３１日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
このことについて、次のように制定する。

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

多賀城市教育委員会組織規則（平成４年多賀城市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第８条の表教育総務課の項及び学校教育課の項を次のように改める。

教育総務課	教育総務係、学校教育係
-------	-------------

第９条の表教育総務課の部中「総務企画係」を「教育総務係」に改め、同部に次のように加える。

学校教育係

- (１) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (２) 通学区域に関すること。
- (３) 児童生徒の就学に関すること。
- (４) 就学の援助及び奨励に関すること。
- (５) 県費負担教職員の任免、研修、服務その他の人事及び福利厚生に関すること。
- (６) 県費負担教職員の表彰及び叙勲に関すること。
- (７) 学級編制に関すること。
- (８) 教育課程、学習指導及び生徒指導に関すること。
- (９) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (１０) 国際理解教育に関すること。
- (１１) 特別支援教育に関すること。
- (１２) 学校保健、学校体育、学校安全及び学校給食に関すること。
- (１３) 学齢児童の就学時における健康診断に関すること。
- (１４) 学校給食センターに関すること。

(15) 学校教育監の庶務に関すること。

第 9 条の表学校教育課の部を削る。

第 1 5 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職及び職務）」を付し、同条を次のように改める。

第 1 5 条 事務局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
教育部長	上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
次長	上司の命を受け、事務局の事務を整理し、教育部長を補佐する。
学校教育監	上司の命を受け、学校教育に係る事務のうち教育長が指定するものを総括整理する。

2 前項の職は、事務職員をもって充てる。

第 1 6 条の前の見出しを削り、同条の表課長補佐の項中「教育委員会」を「教育総務課及び教育委員会」に改める。

第 3 4 条第 1 項中「副教育長」を「教育部長に」に、「経由）に」を「経由して）」に改める

第 3 5 条中「副教育長」を「教育部長」に改める

別表第 2 中「学校教育課」を「教育総務課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(教育長に対する事務委任等規則の一部改正)

- 2 教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「副教育長」を「教育部長」に改める。

(多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則の一部改正)

- 3 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則（平成28年多賀城市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第6条中「学校教育課」を「教育総務課」に改める。

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧																		
多賀城市教育委員会組織規則 平成4年8月28日 多賀城市教育委員会規則第7号 目次 略 第1条～第7条 略 第2章 事務局 第1節 組織 (事務局の組織) 第8条 事務局に次の課及び係を置く。 <table border="1"> <tr> <th>課</th><th>係</th></tr> <tr> <td>教育総務課</td><td>教育総務係、学校教育係</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> 第2節 事務分掌 (事務局の事務分掌) 第9条 事務局の課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。 教育総務課 <u>教育総務係</u> (1)～(20) 略 <u>学校教育係</u> (1) <u>学校の設置及び廃止に関すること</u> 。 (2) <u>通学区域に関すること。</u> (3) <u>児童生徒の就学に関すること。</u> (4) <u>就学の援助及び奨励に関すること</u> 。 (5) <u>県費負担教職員の任免、研修、勤務その他の人事及び福利厚生に関すること。</u> (6) <u>県費負担教職員の表彰及び叙勲に関すること。</u> (7) <u>学級編制に関すること。</u> (8) <u>教育課程、学習指導及び生徒指導</u>	課	係	教育総務課	教育総務係、学校教育係	略	略	略	略	多賀城市教育委員会組織規則 平成4年8月28日 多賀城市教育委員会規則第7号 目次 略 第1条～第7条 略 第2章 事務局 第1節 組織 (事務局の組織) 第8条 事務局に次の課及び係を置く。 <table border="1"> <tr> <th>課</th><th>係</th></tr> <tr> <td>教育総務課</td><td>総務企画係</td></tr> <tr> <td>学校教育課</td><td>学校教育係</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> 第2節 事務分掌 (事務局の事務分掌) 第9条 事務局の課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。 教育総務課 <u>総務企画係</u> (1)～(20) 略	課	係	教育総務課	総務企画係	学校教育課	学校教育係	略	略	略	略
課	係																		
教育総務課	教育総務係、学校教育係																		
略	略																		
略	略																		
課	係																		
教育総務課	総務企画係																		
学校教育課	学校教育係																		
略	略																		
略	略																		

に關すること。

(9) 教科書その他の教材の取扱いに關すること。

(10) 國際理解教育に關すること。

(11) 特別支援教育に關すること。

(12) 學校保健、學校体育、學校安全及び學校給食に關すること。

(13) 學齡兒童の就學時における健康診斷に關すること。

(14) 學校給食センターに關すること。

(15) 學校教育監の庶務に關すること。

生涯學習課 略
文化財課 略

學校教育課

學校教育係

(1) 學校の設置及び廢止に關すること

。

(2) 通學區域に關すること。

(3) 兒童生徒の就學に關すること。

(4) 就學の援助及び奨励に關すること

。

(5) 県費負担教職員の任免、研修、服務その他の人事及び福利厚生に關すること。

(6) 県費負担教職員の表彰及び叙勲に關すること。

(7) 學級編制に關すること。

(8) 教育課程、學習指導及び生徒指導に關すること。

(9) 教科書その他の教材の取扱いに關すること。

(10) 國際理解教育に關すること。

(11) 特別支援教育に關すること。

(12) 學校保健、學校体育、學校安全及び學校給食に關すること。

(13) 學齡兒童の就學時における健康診斷に關すること。

(14) 學校給食センターに關すること。

(15) 課の庶務に關すること。

生涯學習課 略
文化財課 略

第10条から第13条まで 削除

第14条 略

第3節 職制

(職及び職務)

第15条 事務局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
教育部長	上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
次長	上司の命を受け、事務局の事務を整理し、教育部長を補佐する。
学校教育監	上司の命を受け、学校教育に係る事務のうち教育長が指定するものを総括整理する。

2 前項の職は、事務職員をもって充てる。

第16条 事務局には、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
略	略	略
課長補佐	教育総務課及び教育委員会が必要と認める課	略
略	略	略

第17条～第33条 略

第6章 雑則

(事務分担)

第34条 課長及び館(所)長は、所属職員の事務分担を決定し、教育部長に(学校以外の教育機関にあっては、所属する課を経由して)報告しなければならない。

2 略

第10条から第13条まで 削除

第14条 略

第3節 職制

(副教育長)

第15条 事務局に副教育長を置く。

2 副教育長は、事務職員をもって充てる。

3 副教育長は、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(職及び職務)

第16条 事務局には、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
略	略	略
課長補佐	教育委員会 が必要と認める課	略
略	略	略

第17条～第33条 略

第6章 雑則

(事務分担)

第34条 課長及び館(所)長は、所属職員の事務分担を決定し、副教育長(学校以外の教育機関にあっては、所属する課を経由)に報告しなければならない。

2 略

(相互援助)

第35条 教育部長は、事務の処理上必要があると認めるときは、事務局各課（課に附置された室等及び学校以外の教育機関を含む。）の職員を相互に援助させることができる。

第36条 略

附則 略

別表第1 略

別表第2（第32条関係）

名称	担任事務	主管課
多賀城市 いじめ問題専門委員会	いじめの防止等のための対策、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項についての調査審議に関すること。	<u>教育総務課</u>
多賀城市 学校給食センター運営審議会	多賀城市学校給食センター条例（昭和50年多賀城市条例第7号）第5条の規定による給食センターの運営に関する重要事項についての調査審議に関すること。	

(相互援助)

第35条 副教育長は、事務の処理上必要があると認めるときは、事務局各課（課に附置された室等及び学校以外の教育機関を含む。）の職員を相互に援助させることができる。

第36条 略

附則 略

別表第1 略

別表第2（第32条関係）

名称	担任事務	主管課
多賀城市 いじめ問題専門委員会	いじめの防止等のための対策、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項についての調査審議に関すること。	<u>学校教育課</u>
多賀城市 学校給食センター運営審議会	多賀城市学校給食センター条例（昭和50年多賀城市条例第7号）第5条の規定による給食センターの運営に関する重要事項についての調査審議に関すること。	

附則第 2 項の規定による改正（教育長に対する事務委任等規則の一部改正）

新	旧
教育長に対する事務委任等規則 昭和 4 7 年 7 月 4 日 多賀城市教育委員会規則第 7 号 第 1 条～第 6 条 略 （事務の専決） 第 7 条 教育長は、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する事務の処理について、別に定めるところにより、<u>教育部長</u>以下の職員にこれを専決させることができる。 附則 略	教育長に対する事務委任等規則 昭和 4 7 年 7 月 4 日 多賀城市教育委員会規則第 7 号 第 1 条～第 6 条 略 （事務の専決） 第 7 条 教育長は、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する事務の処理について、別に定めるところにより、<u>副教育長</u>以下の職員にこれを専決させることができる。 附則 略

附則第3項の規定による改正（多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則の一部改正）

新	旧
多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則 平成28年2月12日 多賀城市教育委員会規則第2号 第1条・第2条 略 （連絡協議会の会議） 第3条 略 2 略 3 連絡協議会の会議の進行は、教育委員会事務局<u>教育総務課</u>の職員が行う。 4 略 第4条・第5条 略 （連絡協議会の庶務） 第6条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局<u>教育総務課</u>において処理する。 以下 略	多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則 平成28年2月12日 多賀城市教育委員会規則第2号 第1条・第2条 略 （連絡協議会の会議） 第3条 略 2 略 3 連絡協議会の会議の進行は、教育委員会事務局<u>学校教育課</u>の職員が行う。 4 略 第4条・第5条 略 （連絡協議会の庶務） 第6条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局<u>学校教育課</u>において処理する。 以下 略

臨時代理事務報告第 7 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 4 7 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 2 2 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和２年３月３１日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について
このことについて、下記のとおり委嘱を解く。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解嘱	令和２年３月３１日	松田 祐子	宮城県仙台保健福祉事務所 技術副参事兼技術次長
解嘱	令和２年３月３１日	鈴木 佑治	宮城県中央児童相談所技師
解嘱	令和２年３月３１日	高木 努	宮城県塩釜警察署 生活安全課長

多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿

任期 平成30年5月1日～令和2年4月30日

番号	氏 名	役 職 名	条例による 位置付け	備考
1	牛来 生人	宮城県多賀城高等学校長	教育関係	
2	佐々木 正範	青少年健全育成多賀城市民 会議会長	福祉関係	
3	飯田 典美	市立学校評議員代表	教育関係	多賀城中学校
4	齋藤 昭雄	人権擁護委員	法律関係	
5	松田 祐子	宮城県仙台保健福祉事務所 技術副参事兼技術次長	医療関係	令和2年3月31日 解嘱
6	石井 アケミ	医師	医療関係	宮城県塩釜医師会
7	平泉 拓	臨床心理士	心理関係	宮城県臨床心理士会
8	鈴木 佑治	宮城県中央児童相談所技師	福祉関係	令和2年3月31日 解嘱
9	高木 努	宮城県塩釜警察署生活安全 課長	法律関係	令和2年3月31日 解嘱

○委員の構成

教育関係	法律関係	医療関係	心理関係	福祉関係	計
2	2	2	1	2	9

～ 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（抜粋）～

第3章 多賀城市いじめ問題専門委員会

（設置）

第6条 法第14条第3項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第7条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第8条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

臨時代理事務報告第 8 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 47 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 22 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和２年３月３１日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について
このことについて、下記のとおり委嘱を解く。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解嘱	令和２年３月３１日	富田 善信	多賀城東小学校長
解嘱	令和２年３月３１日	當麻 哲	山王小学校長
解嘱	令和２年３月３１日	松尾 隆治	多賀城中学校長

臨時代理事務報告第8号関係資料

多賀城市学校給食センター運営審議会委員名簿

任期 令和元年7月1日～令和3年6月30日

番号	氏 名	役 職 名	規則による位置付け	備考
1	富田 善信	多賀城東小学校長	第1号委員 市立学校の校長	令和2年3月 31日解嘱
2	當麻 哲	山王小学校長	第1号委員 市立学校の校長	令和2年3月 31日解嘱
3	鈴木 幸栄	多賀城八幡小学校長	第1号委員 市立学校の校長	
4	松尾 隆治	多賀城中学校長	第1号委員 市立学校の校長	令和2年3月 31日解嘱
5	三浦 仁	東豊中学校長	第1号委員 市立学校の校長	
6	千葉 明宏	多賀城小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
7	針生 健治	天真小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
8	立川 靖子	城南小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
9	富澤 梢	第二中学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
10	佐藤 聖信	高崎中学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
11	千田 雅仁	宮城県塩釜保健所環 境衛生部技術副参事 兼次長（総括）	第3号委員 関係行政機関の代表 者	
12	叶 佐江子	塩釜地区薬剤師会 薬剤師	第4号委員 学識経験者	
13	庄司 守	仙台農業協同組合 多賀城支店長	第4号委員 学識経験者	

○委員の構成

市立学校の校長	児童生徒の保護者	関係行政機関の代表者	学識経験者	計
5	5	1	2	13

～ 多賀城市学校給食センター条例（抜粋）～

（学校給食センター運営審議会）

第5条 教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

～ 多賀城市学校給食センター条例施行規則（抜粋）～

（学校給食センター運営審議会）

第3条 条例第5条の規定による学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 市立学校の校長
- (2) 児童生徒の保護者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) 学識経験者

臨時代理事務報告第 9 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 47 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 22 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和２年３月３１日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱を解く。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解嘱	令和２年３月３１日	松尾 隆治	多賀城中学校長

多賀城市スポーツ推進審議会委員名簿

任期 令和元年6月1日～令和3年5月31日

番号	氏名	役職名	条例による位置付け	備考
1	天野 和彦	東北学院大学准教授	学識経験者	
2	永田 秀隆	仙台大学教授	学識経験者	
3	モリス 眞知子	東北大学特任教授	学識経験者	
4	松尾 隆治	多賀城中学校長	関係行政機関職員	令和2年3月31日解嘱
5	横山 ゆかり	第二中学校教諭	関係行政機関職員	
6	古川 祥枝	多賀城市民スポーツクラブ職員	関係行政機関職員	
7	青島 大輔	株式会社 activebody 代表取締役	教育委員会が必要と認める者	スポーツ事業者
8	阿部 福次	多賀城市体育協会会長	教育委員会が必要と認める者	関係団体代表
9	和泉 匡倫	多賀城市民スポーツクラブ指導者	教育委員会が必要と認める者	地域スポーツ事業協力者
10	齋藤 繁夫	多賀城市スポーツ少年団本部長	教育委員会が必要と認める者	関係団体代表

○委員の構成

学識経験者	3
関係行政機関職員	3
教育委員会が必要と認める者	4
計	10

～ 多賀城市スポーツ推進審議会条例（抜粋）～

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

臨時代理事務報告第 10 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 47 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 22 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和２年３月３１日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市立図書館運営審議会の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱を解く。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解嘱	令和２年３月３１日	中鉢 裕	多賀城小学校長
解嘱	令和２年３月３１日	松尾 隆治	多賀城中学校長
解嘱	令和２年３月３１日	米川 裕子	城南小学校教諭

多賀城市立図書館運営審議会委員名簿

任期 平成30年6月1日～令和2年5月31日

番号	氏名	役職名	条例による位置付け	備考
1	中鉢 裕	多賀城小学校長	学校教育関係者	令和2年3月31日 解嘱
2	松尾 隆治	多賀城中学校長	学校教育関係者	令和2年3月31日 解嘱
3	米川 裕子	城南小学校教諭	学校教育関係者	令和2年3月31日 解嘱
4	佐々木 紀子	東豊中学校教諭	学校教育関係者	
5	原 義夫	多賀城市社会教育委員	社会教育関係者	令和2年3月1日 死去
6	五代儀 良子	多賀城市社会教育委員	社会教育関係者	
7	笹原 うた子	多賀城市婦人会連合会副 会長	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	
8	宮城 裕子	図書館ボランティア	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	
9	佐々木 正範	多賀城市子ども会育成連 合会会長	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	
10	佐々木 優美	家庭文庫主宰	学識経験者	

○委員の構成

学校教育関係者	4
社会教育関係者	2
家庭教育の向上に資する活動を行う者	3
学識経験者	1
その他教委員会が必要と認める者	0
計	10

～ 多賀城市立図書館運営審議会条例（抜粋）～
（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育に関係する者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

臨時代理事務報告第 1 1 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 4 7 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 2 2 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和２年４月１日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について
このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和２年４月１日	赤坂 明美	宮城県仙台保健福祉事務所 技術副参事兼技術次長
委嘱	令和２年４月１日	見立屋 航希	宮城県中央児童相談所 技術主査
委嘱	令和２年４月１日	三浦 仁志	宮城県塩釜警察署 生活安全課長

多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿

任期 平成 30 年 5 月 1 日～令和 2 年 4 月 30 日

番号	氏 名	役 職 名	条例による 位置付け	備考
1	牛来 生人	宮城県多賀城高等学校長	教育関係	
2	佐々木 正範	青少年健全育成多賀城市民 会議会長	福祉関係	
3	飯田 典美	市立学校評議員代表	教育関係	多賀城中学校
4	齋藤 昭雄	人権擁護委員	法律関係	
5	赤坂 明美	宮城県仙台保健福祉事務所 技術副参事兼技術次長	医療関係	令和 2 年 4 月 1 日 委嘱
6	石井 アケミ	医師	医療関係	宮城県塩釜医師会
7	平泉 拓	臨床心理士	心理関係	宮城県臨床心理士会
8	見立屋 航希	宮城県中央児童相談所 技術主査	福祉関係	令和 2 年 4 月 1 日 委嘱
9	三浦 仁志	宮城県塩釜警察署生活安全 課長	法律関係	令和 2 年 4 月 1 日 委嘱

○委員の構成

教育関係	法律関係	医療関係	心理関係	福祉関係	計
2	2	2	1	2	9

～ 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（抜粋）～

第 3 章 多賀城市いじめ問題専門委員会

（設置）

第 6 条 法第 14 条第 3 項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 7 条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第8条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

臨時代理事務報告第 1 2 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 4 7 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 2 2 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和２年４月１日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について
このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和２年４月１日	岩崎 薫	多賀城東小学校長
委嘱	令和２年４月１日	猪狩 いづみ	山王小学校長
委嘱	令和２年４月１日	橋元 伸二	多賀城中学校長

臨時代理事務報告第12号関係資料

多賀城市学校給食センター運営審議会委員名簿

任期 令和元年7月1日～令和3年6月30日

番号	氏 名	役 職 名	規則による位置付け	備考
1	岩崎 薫	多賀城東小学校長	第1号委員 市立学校の校長	令和2年4月 1日委嘱
2	猪狩 いづみ	山王小学校長	第1号委員 市立学校の校長	令和2年4月 1日委嘱
3	鈴木 幸栄	多賀城八幡小学校長	第1号委員 市立学校の校長	
4	橋元 伸二	多賀城中学校長	第1号委員 市立学校の校長	令和2年4月 1日委嘱
5	三浦 仁	東豊中学校長	第1号委員 市立学校の校長	
6	千葉 明宏	多賀城小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
7	針生 健治	天真小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
8	立川 靖子	城南小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
9	富澤 梢	第二中学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
10	佐藤 聖信	高崎中学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
11	千田 雅仁	宮城県塩釜保健所環 境衛生部技術副参事 兼次長（総括）	第3号委員 関係行政機関の代表 者	
12	叶 佐江子	塩釜地区薬剤師会 薬剤師	第4号委員 学識経験者	
13	庄司 守	仙台農業協同組合 多賀城支店長	第4号委員 学識経験者	

○委員の構成

市立学校の校長	児童生徒の保護者	関係行政機関の代表者	学識経験者	計
5	5	1	2	13

～ 多賀城市学校給食センター条例（抜粋）～

（学校給食センター運営審議会）

第5条 教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

～ 多賀城市学校給食センター条例施行規則（抜粋）～

（学校給食センター運営審議会）

第3条 条例第5条の規定による学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 市立学校の校長

(2) 児童生徒の保護者

(3) 関係行政機関の代表者

(4) 学識経験者

臨時代理事務報告第 13 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 47 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 22 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和２年４月１日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和２年４月１日	橋元 伸二	多賀城中学校長

多賀城市スポーツ推進審議会委員名簿

任期 令和元年6月1日～令和3年5月31日

番号	氏名	役職名	条例による位置付け	備考
1	天野 和彦	東北学院大学准教授	学識経験者	
2	永田 秀隆	仙台大学教授	学識経験者	
3	モリス 眞知子	東北大学特任教授	学識経験者	
4	橋元 伸二	多賀城中学校長	関係行政機関職員	令和2年4月1日委嘱
5	横山 ゆかり	第二中学校教諭	関係行政機関職員	
6	古川 祥枝	多賀城市民スポーツクラブ職員	関係行政機関職員	
7	青島 大輔	株式会社 activebody 代表取締役	教育委員会が必要と認める者	スポーツ事業者
8	阿部 福次	多賀城市体育協会会長	教育委員会が必要と認める者	関係団体代表
9	和泉 匡倫	多賀城市民スポーツクラブ指導者	教育委員会が必要と認める者	地域スポーツ事業協力者
10	齋藤 繁夫	多賀城市スポーツ少年団本部長	教育委員会が必要と認める者	関係団体代表

○委員の構成

学識経験者	3
関係行政機関職員	3
教育委員会が必要と認める者	4
計	10

～ 多賀城市スポーツ推進審議会条例（抜粋） ～
（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

議案第 6 号

多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和 2 年 5 月 1 日	牛来 生人	宮城県多賀城高等学校長
委嘱	令和 2 年 5 月 1 日	佐々木 正範	青少年健全育成多賀城市民 会議会長
委嘱	令和 2 年 5 月 1 日	飯田 典美	学校評議員(多賀城中学校)
委嘱	令和 2 年 5 月 1 日	齋藤 昭雄	人権擁護委員
委嘱	令和 2 年 5 月 1 日	赤坂 明美	宮城県仙台保健福祉事務所 技術副参事兼技術次長
委嘱	令和 2 年 5 月 1 日	石井 アケミ	医師
委嘱	令和 2 年 5 月 1 日	平泉 拓	臨床心理士
委嘱	令和 2 年 5 月 1 日	見立屋 航希	宮城県中央児童相談所 技術主査
委嘱	令和 2 年 5 月 1 日	三浦 仁志	宮城県塩釜警察署生活安全 課長

令和 2 年 4 月 2 2 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿

任期 令和 2 年 5 月 1 日～令和 4 年 4 月 3 0 日

番号	氏 名	役 職 名	条例による 位置付け	備考
1	牛来 生人	宮城県多賀城高等学校長	教育関係	
2	佐々木 正範	青少年健全育成多賀城市民 会議会長	福祉関係	
3	飯田 典美	市立学校評議員代表	教育関係	多賀城中学校
4	齋藤 昭雄	人権擁護委員	法律関係	
5	赤坂 明美	宮城県仙台保健福祉事務所 技術副参事兼技術次長	医療関係	
6	石井アケミ	医師	医療関係	宮城県塩釜医師会
7	平泉 拓	臨床心理士	心理関係	宮城県臨床心理士会
8	見立屋 航希	宮城県中央児童相談所 技術主査	福祉関係	
9	三浦 仁志	宮城県塩釜警察署生活安全 課長	法律関係	

○委員の構成

教育関係	法律関係	医療関係	心理関係	福祉関係	計
2	2	2	1	2	9

～ 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（抜粋）～

第 3 章 多賀城市いじめ問題専門委員会

（設置）

第 6 条 法第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 7 条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、法第 2 8 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第8条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

議案第 7 号

多賀城市社会教育委員の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和 2 年 5 月 1 日	木島 美智子	元第二中学校長 前社会教育指導員

令和 2 年 4 月 2 2 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市社会教育委員名簿

任期 令和元年 6 月 1 日～令和 3 年 5 月 3 1 日

番号	氏名	役職名	条例による位置付け	備考
1	吉田 浩之	城南小学校長	学校教育関係者	
2	佐藤 真也	父母教師会連合会会長	学校教育関係者	
3	櫻井 やえ子	婦人会連合会会長	社会教育関係者	
4	佐藤 智子	芸術文化協会監事	社会教育関係者	
5	沼倉 亜紀子	学校支援地域本部事業コーディネーター	社会教育関係者	
6	五代儀 良子	読み聞かせボランティア	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
7	佐々木 正範	子ども会育成連合会	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
8	木島 美智子	元第二中学校長 前社会教育指導員	学識経験者	令和 2 年 5 月 1 日 委嘱
9	山田 諄	元区長会会長	学識経験者	
10	水谷 修	東北学院大学教養学部長	学識経験者	

○委員の構成

学校教育関係者	2
社会教育関係者	3
家庭教育の向上に資する活動を行う者	2
学識経験者	3
その他教委員会が必要と認める者	0
計	10

～ 多賀城市社会教育委員の設置に関する条例（抜粋） ～

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定により、多賀城市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

第 2 条 委員の定数は、10 名以内とする。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。但し病気その他特別の事由があるときは任期中においても解嘱することができる。

2 前項の任期は委嘱の日から起算する。

- 3 委員に欠員を生じたときは、補充することができる。補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

報告第 1 号

周知の埋蔵文化財包蔵地（山王遺跡）の範囲変更（拡大）

について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 4 月 2 2 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

周知の埋蔵文化財包蔵地（山王遺跡）の範囲変更（拡大）について

- 1 調査名 山王遺跡第216次調査（山王遺跡隣接地を含む）
- 2 所在地 山王字三千刈1番1、5番1
- 3 調査原因 宅地造成に伴う埋蔵文化財発掘調査
- 4 調査期間 令和元年10月15日～同年11月1日
- 5 計画面積 2,935.80㎡
うち発掘調査面積：約128㎡
- 6 調査主体 多賀城市教育委員会
- 7 調査担当 多賀城市埋蔵文化財調査センター
- 8 調査成果

山王遺跡は、七北田川の東側に形成された微高地上に位置している。新田遺跡などと共に、市内でも有数の面積を誇る遺跡であり、これまでの調査で古墳時代の拠点的な集落や水田、奈良時代の集落、平安時代の道路網で区画されたまち並みなど、数多くの遺構を発見している。

令和元年度の埋蔵文化財発掘調査（確認調査）の結果、南北方向に延びる古代の溝跡と土師器を発見したことから、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲を別紙のとおり拡大する。

9 山王遺跡所在地

拡大前

- ・新田字下
- ・南宮字庚申、伊勢、上南宮、町、山王谷地、毛上、八幡地内
- ・山王字西町浦、東町浦、掃下し、山王一区、山王二区、山王三区
山王四区、山王五区、東谷地中、西山王、中山王、前田、三千刈地内
- ・市川字伏石、鴻の池、多賀前地内
- ・高崎字花の木、小原地内
- ・高橋字大日北

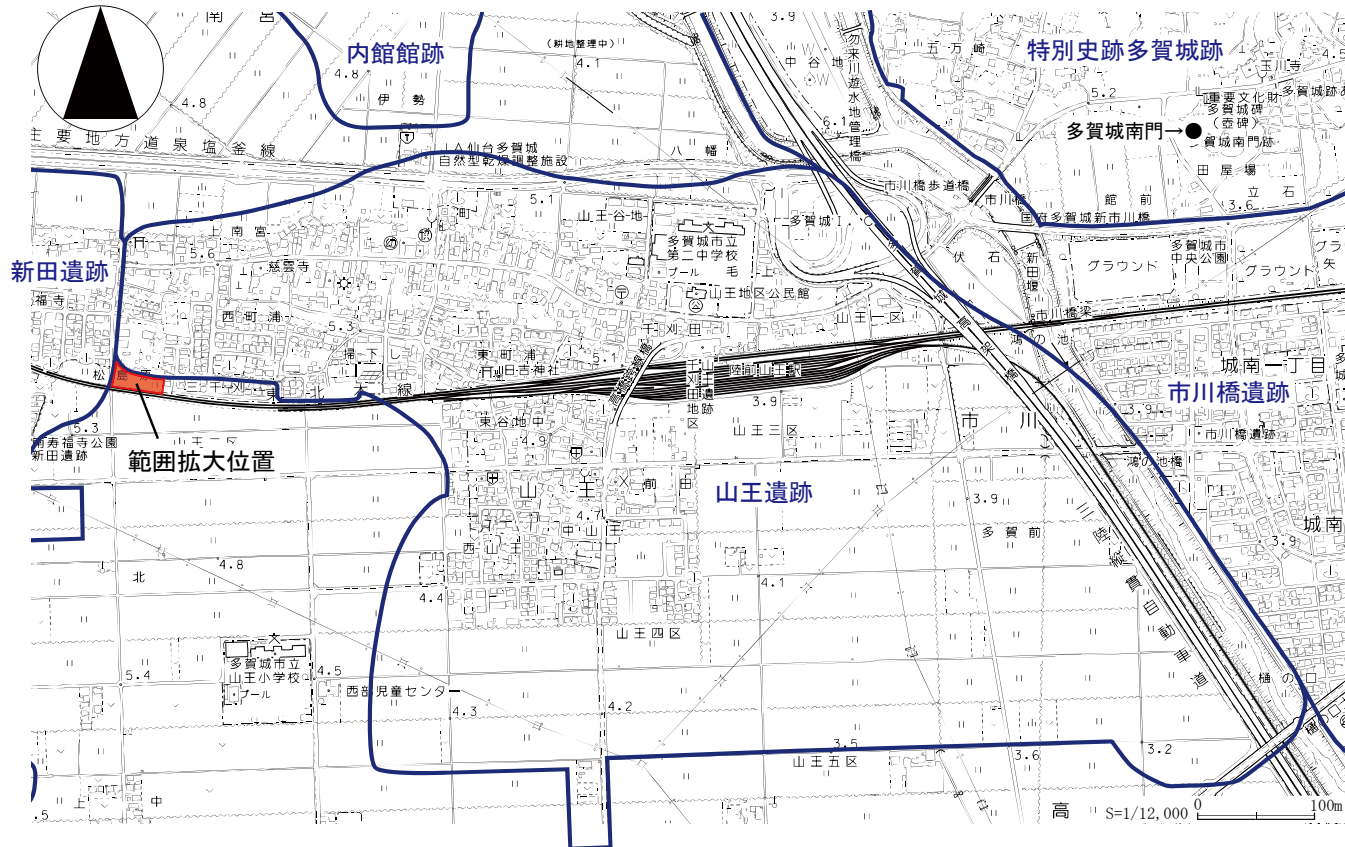
拡大後

上記に山王字三千刈の一部及び西町浦の一部を追加

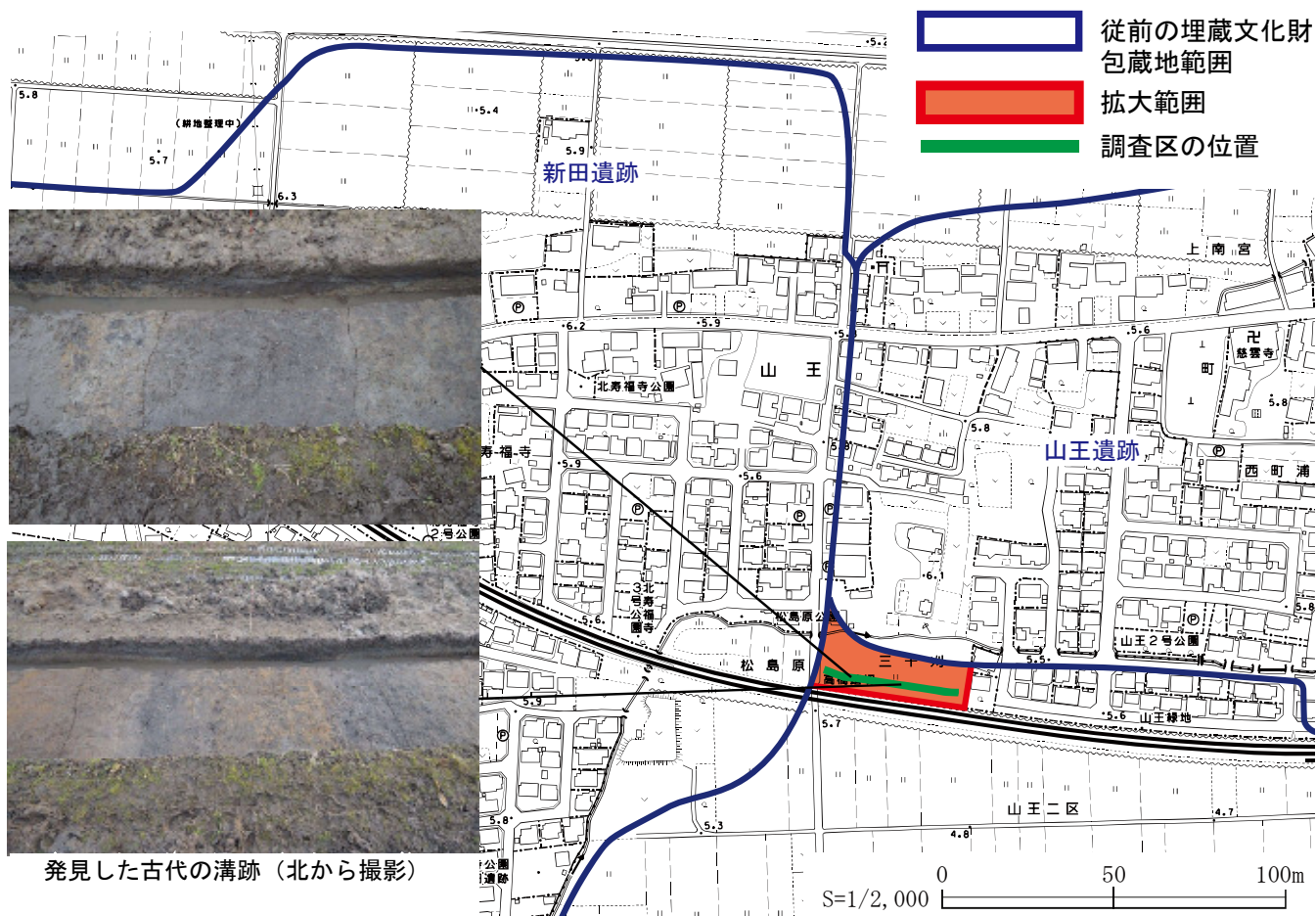
10 周知の埋蔵文化財包蔵地（山王遺跡）の面積

従前面積	約 1,310,300㎡
拡大面積	約 2,700㎡
拡大後面積	約 1,313,000㎡

別紙



周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲と範囲拡大の位置



発見した古代の溝跡（北から撮影）

拡大詳細図と発見した遺構